

第4回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年1月18日（木）15:59～18:08

2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、濱西隆男

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、馬場内閣官房IT総合戦略室参事官

（ヒアリング出席者）警察庁：小田部長官官房審議官（生活安全局担当）

丸山生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長

服部生活安全局保安課風俗環境対策室長

農林水産省：神谷水産庁資源管理部長

斎藤水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室長

木村大臣官房政策課上席企画官

環境省：近藤大臣官房審議官

成田環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

経済産業省：中石経済産業政策局審議官

平野貿易経済協力局貿易管理部農水産室長

鈴木貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長

根津貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課情報システム調整官

宮本製造産業局化学物質管理課長

岩崎製造産業局素材産業課企画官（競争力強化担当）

亀井産業技術環境局環境経済室長

吉川資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策業務室長

杉山資源エネルギー庁 新エネルギー課再生可能エネルギー推進室長

向野資源エネルギー庁 資源燃料部政策課鉱業管理官

田上中小企業庁 事業環境部企画課長

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

(閉会)

5. 議事概要:

○高橋部会長 それでは、時間よりも若干早い時刻でございますが、おそろいになりましたので、第4回「行政手続部会第1検討チーム」を開会させていただきます。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

なお、江田委員は御欠席でございます。

それでは、早速議事に入ります。本日は重点分野のうちの「営業の許可・認可に係る手続」について、警察庁、農林水産省、環境省及び経済産業省からヒアリングを行います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を御聴取していただき、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

なお、検討を行うに当たり、事前に議論における論点を資料1のとおりメモにまとめ、関係省庁に対して通知をしております。

それでは、警察庁より資料2について御説明を頂戴したいと思います。どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございます。時間の関係上10分以内ということで、よろしくお願ひいたします。

○小田部審議官(生活安全局担当) 警察庁の生活安全局担当の審議官をしております小田部でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

冒頭、私どもの警察庁におきます「行政手続コスト」削減のための基本計画に関する取組状況を簡単に御説明させていただければと思います。

当庁におきましては、営業の許認可に係る手続に係る法律を9法律所管しておりまして、このうち、営業の許認可に係る手続が138手続ございます。このうち、年間申請等の件数が100件以上である68手続を対象に、昨年6月、「行政手続コスト」削減のための基本計画を策定したところでございます。

基本計画におきましては、今後3年間に当庁で行う施策を記載しておりますところ、今年度におきましては、対象手続を行う際に記載する書類の様式につきまして、これまで都道府県警察のウェブサイトにてPDF形式の様式が掲載されていることが多いということで、事業者がパソコン上で様式の作成を可能にするため、都道府県警察のウェブサイトにて、編集可能なファイル形式の様式を掲載することとしてございます。

現在までに、例えば古物営業につきましては、46都道府県におきまして編集可能な様式を掲載しているところであります。来年度以降につきましては、各種申請等の際に必要なとなる書類の様式の記載事項の簡素化、添付書類の削減等を検討することとしてございまして、これらにつきましては、内閣府令、国家公安委員会規則の改正が必要な場合もあることから、順次、検討、改正作業を進める予定でございます。

続きまして、行政手続部会から事前に御質問のございました論点につきまして、当庁の回答を御説明させていただきたいと思ひます。

まず、古物営業法の関係でございます。古物営業の許可等権者は都道府県公安委員会であるところ、都道府県公安委員会に対して行われます申請等につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び関連規則に基づきまして、各都道府県公安委員会の定めるところによりまして、電子的に行うことが可能とされております。このため、現在も各種手続をオンラインで行うことは、制度的には可能になっております。

他方、オンライン化に必要な設備、システム等の警察施設における整備につきましては、住民のニーズ等の実情に応じて県ごとに順次進められている状況でありまして、現状、全ての都道府県にこうした設備等が整っているわけではございません。

古物営業の手続につきましては、一度はオンライン申請を導入したものの、利用件数が少ないことから、費用対効果の観点から、オンライン申請システムを廃止した県もあると把握しております。したがって、今後オンライン申請の検討を行う際には、事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えております。

古物営業につきましては、最近における古物営業等の実情を踏まえまして、現代のニーズに即した古物営業の在り方を検討するため、昨年「古物営業の在り方に関する有識者会議」を開催いたしまして、報告書を取りまとめたところでございます。当庁におきましては、現在、この報告書の内容を踏まえまして、古物営業法の改正を含めた対応を検討しているところであります。

その中で、事業者からの要望を踏まえまして、現行では買受けのための古物の受取は、古物商の営業所や取引の相手方の住居等でしか行ってはならないとされているところですが、これにつきまして、事前に日時、場所を都道府県公安委員会に届け出れば、これら以外の場所におきまして、古物の受取を可能とすることも検討しているところでございます。これが実現いたしますと、比較的利用件数が増えることが見込まれる新たな届出手続が新設されることになることから、その機会に、既存の手続も含めて、可能な限りオンライン化されるよう都道府県警察に積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、風営法の関係でございます。風営法の手続のオンライン化に関する情勢や考え方は回答に記載したとおり、古物営業法と同じでございます。オンライン申請の検討を行う際には、事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えているところでございます。

遊技機の増設、交替、その他の変更承認の申請につきましては、現状、オンライン申請についての事業者側の要望は把握しておりませんが、これは営業所の所在地の所轄警察署におきまして申請書を受け付けておりまして、事業者側は、事業活動を行う地域の周辺で申請を行えることから、事業者側の負担感が必ずしも高くないことによるものと思われまます。

いずれにいたしましても、今後も事業者等のニーズの把握に努めまして、オンライン申請について検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について質疑応答したいと思いますですが、いかがでしょうか。

まず私から全体的なお願いでございます。1月10日付で「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて」という取りまとめを行いまして、事務局から皆様方のほうに届いているかと思えます。

我々の基本的な方針をもう一度基本計画が出そろったところで議論し、こういうことでお願いしたいということで、特に省庁ごとに行政手続コスト2割、許認可についても道筋をはっきり計画の中に書き込んでいただきたいと。それを我々も拝見したいので、3月の早い時期にお願いしたいということになっております。その辺はぜひよろしくお願いたします。官邸からもしっかりやれと強く言われていますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いたします。

ほかはいかがでしょう。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 御説明ありがとうございました。

質問でございますけれども、古物営業法にしても、風俗営業等の規制に関しましても、これは都道府県公安委員会が所管するというところでございますね。警察庁の立場で手続の合理化を強く働きかける必要があればオンライン化の手続を進めるという御説明でしたが、警察庁が中心となって、都道府県の公安委員会あるいは都道府県の警察本部にそれらを指示できる、浸透させることができる仕組みになっているのでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○丸山犯罪抑止対策室長 そのようにできるようになっております。法制度は警察庁の方で所管しておりますけれども、委員がおっしゃったとおり、各都道府県、公安委員会、あるいはその下の都道府県警察本部において事務を行っております、その担当者等を集めて全国的な会議等も行っております。

電子申請について、今までもそういう話はしてきたのですが、例えば古物営業に関しましては、仮にその法律の新しい制度をつくる場合には、併せて電子申請も促していきたいと、あるいは、まだ整備がないところについては、その県における予算をきちんと取るように促すことをしていきたいと考えております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございました。

御説明いただいた中身、オンライン化の話が中心だったのですが、風俗営業のほうはちょっと違うかもしれないのですが、特に古物営業のほうはネットオークションだ何だ、いろいろな新しいものが出てきて、法律ができた当時の古物営業法のイメージとは大分実態

が違ってきているようにも思うのです。先ほども公安委員会が所管しているという話が出ましたが、全国展開している業者の立場からすれば、非常に手続が面倒であるといったようなところも出てくると思いますので、その点は、ぜひ実情を踏まえて取り組んでいただければと思う次第です。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○丸山犯罪抑止対策室長 まさに委員のおっしゃるとおりでございます。今、全国展開をしている古物営業の方が非常に増えて、7,000を超える方が複数の県で事業を展開しているということでございまして、これは昔の、1つの県、あるいは小さな個人的な商店が主だった古物営業の時代とはかなり変わっております。

実際に事業者の方からそういった規制緩和を求める声も出てございまして、昨年10月から12月にかけて、「古物営業の在り方に関する有識者会議」を行いました。12月に提言を頂いているところでございまして、今、それに基づきまして、法改正に向けた検討を進めているところでございます。そういう意味では、新たな時代の流れに沿った規制のあり方を、こちらとしても考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 ぜひ、その辺は取り組んでいただきたいと思えます。

ほかはいかがでしょう。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 2点お伺いしたいと思います。1点目は、風営法の関係なのですが、風営法の許認可等については、行政書士が手続を代行している例が多いと聞いているのです。そうした士業関係であれば電子申請のニーズがほかの士業などをみているとありますので、あるような気がしているのです。先ほどニーズが必ずしもよくつかめないという話だったのですが、そのあたり、どの程度行政書士がかかわっているのか、私は実態がよくわかっていないところもありますので、御教示いただきたい。

2点目が、風営法の遊技機の増設、交替、その他の変更承認の申請が年間約40万件あるということなのですが、資料を見させていただいたところ、これ以外にも軽微な届出が年間約13万件あって、合計すると53万件ぐらいのオーダーになるのです。そうすると、都道府県平均で言うと1都道府県当たり1万件強ぐらいの年間の承認だとか届出があるということなのです。

御質問したい内容は、もう少し軽微な届出を法令改正により増やせる余地がないかどうかというのが1点目と、仮にそれが難しいとしても、例えばまず事前に届出をさせて、それで問題があれば命令などをして直させるというような、承認よりももう少し緩い規制というのですか、本当に40万件全て申請させて承認しなければいけないほどの重要な事項なのか。事業者も負担ですし、警察も非常に忙しいところですし、1警察署当たりでもかなりの数になると思うので、そこまですなければいけないほどの必要なチェックなのかどうか。このあたりについて警察庁からお聞きしたい。

○服部風俗環境対策室長 まず1点目の行政書士の方がどれぐらい関与なさっているかですが、どれぐらいの割合で関与されているかという統計は持ち合わせておりませんが、肌感覚で申し上げますと、行政書士の方が関与している例も見られますけれども、それがどれぐらいの割合かについては、確たる資料はございません。

もう一つの軽微な変更の届出と変更承認の申請の件でございます。遊技機、ぱちんこの台でございます。現状、年間20件、30件、大体毎年、遊技機のくぎを不正に改変したり、あるいは様々な遊技機の改造を行うような事案が見られております。軽微な変更の届出と変更承認の申請をどう切り分けるかでございますけれども、そのような遊技機のスペック、性能に影響が生じるような変更を行う場合には、承認を求めるという切り分けであります。それ以外の、遊技機のスペックに影響を及ぼさない改変、変更である場合には、届出で済ませているという切り分けをしております。

そういった切り分けであると、遊技機の性能に影響を及ぼすということになりますと、ぱちんこが多くの方に安心して楽しんでいただけるという根底には、一定の性能が決められていてその範囲内で適切に設置されて営業されていることが一つ大前提になりますので、そこに影響するようなものは承認という形でしっかり審査することが、安心して楽しんでいただく前提として大事なのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

警察は割合、国・地方関係が特別ですね。地方警務官制度があり、さらに言うと、予算についても警察庁から必要な整備のための交付金が出ているのではないかと思いますけれども、この交付金を使ってオンラインの整備をするということは考えられないのでしょうか。まず一問一答の形で御教示いただきたいのですが。

○小田部審議官（生活安全局担当） どういった交付金でしょうか。

○高橋部会長 警察のほうから基本的に地方に整備のための補助は出していますね。

○小田部審議官（生活安全局担当） 補助金の関係でございますね。補助金もそうなのですが、ただ、先ほども御説明いたしましたように、私どもとしては、手続のオンライン化につきましては事業者の方のオンライン化のニーズがあるかどうか、まずそこを見た上で考えていきたいと思っております。

そういう中で、例えばこれはオンライン化の必要があるとした場合に、どうしても県の予算ではなかなか難しいものがあれば、というところもあろうかと思うのですが、県警のいろいろなシステムのオンライン化につきましては、知事部局も含めた県全体のシステムの中で整備しているようなケースもございます。なかなか一口に私どもの補助のシステムになじむかどうかというのは、よく研究しなければいけないのかなと思います。

○高橋部会長 多くの場合は知事部局と共通しているということですか。

○小田部審議官（生活安全局担当） 県によっては。

○高橋部会長 それは県によっても違うと。

○丸山犯罪抑止対策室長 県によっては、県警本部でホームページをつくってやっている場合もあれば、知事部局と同じプラットフォームで作成している場合もございます。それは県によってやり方が違うという状況です。

○高橋部会長 知事部局にあわせて整備していただいても結構だと思うのですが。

もう一つ、ニーズが必ずしも確認できないということなのですが、ほかの省庁にお願いしているのは、オンラインを阻む要因もきちんと分析してくださいということです。例えば押印とか署名とかを要求していませんかとか、電子署名を必須としていませんかとか、いろいろと電子申請を阻む要因を自己分析していただいて、そこを克服していただくということもお願いしておりますので、そこは警察にも同じような形で、進まない理由も含めて基本計画の改定までに分析していただきたい、というのがお願いしたい第1点でございます。

風営なのですけれども、古物のほうで積極的に1つのところに出せば共通してというお話を今、やっていらっしゃるのですが、私が見るに、全国展開している業者は風営にも結構あるのではないかと思います。特にパチンコなどは全国チェーンがあるのではないかと思いますのですけれども、同じことは風営にも考えられないのでしょうか。

○服部風俗環境対策室長 おっしゃるとおり、チェーン店を始めとして、全国展開されている業者さんはいらっしゃいます。

一方、風俗営業の方で余りニーズを聞かない理由として思うのは、恐らく確かに営業されている方は大手で全国にまたがって営業されている場合があるのですが、風俗営業に係る届出等の手続というのは、ぱちんこの遊技機をどのように置いているのかとか、それがどのようなものであるのかとかについて営業所ごとの設備等を届出していただいて、確認をしているものです。必ずしも県をまたがって全国チェーンでやっているところがあるからニーズがあるということでもなく、営業所ごとにそれぞれの物的な設備について各種手続が行われているということです。

○小田部審議官（生活安全局担当） 補足で御説明させていただきますと、確かに全国展開しているところはございます。私ども、今回古物営業法の関係につきまして、そういったニーズに対して、1つの県で許可が受けられれば、あとの県については届出で足りるというシステムを考えておりますのは、古物営業法につきましては、許可の基準が基本的に営業者の方の人的欠格事由、これを見る仕組みになっているからでございます。すなわち、人的欠格事由について同じ方針であれば、どこの県が見ても基本的に同じはずなので、1つの県で許可が得られれば、あとは届出時に把握していくことも可能ではないかと考えているところでございます。

他方、風俗営業につきましては、実はこれは許可の基準が人的欠格事由だけではございませんで、場所的な基準と申しまして、そこが住居地域ではないか、また、学校や保護対象施設がある場所ではないか等について、都道府県の条例で場所的な制限を定めているところでございます。

もう一つは、営業所の構造及び設備の基準と申しまして、先ほどお話ししましたけれども、善良の風俗を害さないような形に部屋の配置がなっているか等、細かく営業所の中を個別に見た上で許可を与える仕組みになってございます。こういった違いがあるものですから、古物営業につきましては、基本的にどこで見ても同じ要件を見ることができるのですが、風俗営業については営業所ごとに都道府県の条例の基準等とも照らし合わせながら、それぞれの県で見なければいけないというようになっておりまして、そうした違いもあると私どもは考えております。

○高橋部会長 機器の認証もあつたのではないのでしょうか。

○小田部審議官（生活安全局担当） 機器の認証は、遊技機の基準に抵触しないかどうかということももちろんございます。

○高橋部会長 機器の認証が地域によって違い得るということはないですね。

○小田部審議官（生活安全局担当） そちらは全国共通ですが、実際にこういった機械を設置しますということで、設置されている機械が基準に抵触しない機械かどうかについては個別にチェックしております。そういったチェックは、どこか別の県で入れたものが適合しているからといって、別の県で入れたものが申請どおりのものかどうかということは担保されていないところでございます。

現実には、いろいろな遊技機の不正改造事案とか、ぱちんこの場合はございますので、そういったものを確認するために遊技機の増設、交替その他の変更承認等の手続の中で、遊技機の基準も見えておるといふ状況になります。

○高橋部会長 でも、それは事後的な取り締まりも対象で、事前取り締まりで認証を受けた機器ではないかどうかを、これを入れますということだけ書いてあれば、実際に違うものが入っていれば取り締まるし、そういう業者というのは入れますと言ったものと違うものを入れるのが普通だと思います。事業者との関係では、ある意味では、認証されている機器が入っていますというのであれば、それはちゃんとそうだねといって出すのが普通なのではないかと思うのです。そこは一々認証された機械かどうかを実際に照らし合わせて一個一個の営業所の許可について見なければいけないのですか。

○小田部審議官（生活安全局担当） 例えば型式検定といった制度がございまして、その型式検定を受けた機械の申請があれば、その機械の性能を一からチェックするのではなくて、型式検定を受けた遊技機かどうかの確認だけに当然とどめているところでございます。

○高橋部会長 そうですね。

そうすると、それでもやはり一個一個の営業所について許認可をとる仕組みだから、古物とは違うということですか。わかりました。

ただ、基本的には非常に件数が多いので、そういう意味では、インターネットの利用も、多分妨げている原因があるのではないかと思いますので、その辺はぜひ分析していただいて、ほかの省庁の経験もございまして、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。何かございますか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 今の御説明を伺いますと、例えば風俗営業法については、都道府県ごとに申請の様式が違うということでしょうか。

○小田部審議官（生活安全局担当） 様式は同じでございます。ただ、許可の基準の中で、住宅街ではないかどうか、保護対象施設、学校や病院があるかどうかなどの場所的な基準が県ごとに条例で別々に決まっているので、それぞれ自分の県の条例で判断しなければいけない仕組みになっているということでございます。

○高橋部会長 幾つかお願いいたしましたので、ぜひ引き続き基本計画の改定まで、御協力よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

（警察庁退室）

（農林水産省入室）

○高橋部会長 続きまして、農林水産省より資料3について御説明を頂戴したいと思います。本日はお忙しいところどうもありがとうございます。時間の関係で10分以内ということで、よろしくお願いいたします。

○神谷資源管理部長 わかりました。

農林水産省の神谷でございます。

これより資料の説明をさせていただきます。まず詳細は担当から発言させていただきます。よろしくお願ひします。

○木村上席企画官 農林水産省の木村と申します。よろしくお願ひいたします。

資料3でございます。論点としていただきました、まず「1. 全体として」ということでございますけれども、当方の基本計画の中に、削減方策として全般的に書類の押印の省略を徹底するとされているがということで（1）（2）（3）といただきました。どのような形で押印が義務づけられているか、どのように押印の省略の徹底を進めるのか、さらに、押印は真正性、本人意思の確認として求めているが、こういった点については押印省略によっても担保されると考えているのかという御指摘をいただいております。

回答でございます。まず（1）でございますけれども、当方の基本計画において、押印の省略を徹底するとした法律についての現状は3パターンありまして、まずi）様式に押印欄を設ける等により押印を義務づけているものとして、以下、6つの法律に関して手続が定められているところでございます。

ii）氏名を自署する場合においては押印を省略することができるとしているもの、この法律が1つございます。

一番下でございますが、iii）押印を義務づけていない、慣例的に押印をしているものが2つの法律に関してございます。これは現状でございます。

2ページ、（2）押印の省略を徹底するという点については、次のとおりに進めてまいりたいと考えてございます。

まず3パターンある一番最初のi)のパターンについては、現状真正性、本人意思の確認の目的で押印を求めているところでございますが、①民事訴訟法において、本人の署名があれば、押印がなくても真正に成立したものと推定するという旨が規定されていること。さらに、②他法令においても、既に、氏名を自署する場合には押印を省略することができるとしているものがあることを踏まえまして、当方として、行政手続の簡素化を図り、申請者の負担を軽減するため、今年度中に様式を定める省令等を改正して、氏名を自署する場合においては押印を省略することができる旨を規定してまいりたいと思っております。

それから、先ほどの3パターンのii) iii)に関しては、既に押印を求めている、押印をしなくてもいいということにしておるところでございますが、氏名を自署する場合には押印を省略できること、さらには、押印が不要であることを、手続の記載例等に明示して、ホームページ等で改めて周知を図るということで、押印省略の徹底を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の(3)でございますけれども、今、申し上げたとおり、民事訴訟法において、署名があれば押印がなくとも真正に成立されたとされていること。さらに、個々の許認可の事務の遂行に当たっては、必要に応じて申請者に直接連絡、確認を行っていくことから、署名があれば押印を省略しても真正性、本人意思の確認は当方として担保されるものと考えておりますので、(2)で申し上げた方針で押印の省略の徹底、これを図ってまいりたいと考えております。

1点目については、以上でございます。

○斎藤沿岸・遊漁室長 2点目の漁業法の関係について御説明させていただきます。資料3の5ページになります。

漁業法について、都道府県の知事の許可ということで、こちらのほう、多種多様な漁業が都道府県別に同じ海域で輻輳して操業しているという実態がございます。こういったことから、漁業法の65条等において、都道府県の知事の許可、都道府県の事務という形で許可を出しているところがございます。

回答に直接書き込んでおりませんが、こうした漁業の実態を踏まえまして、例えば入漁していくところの先の同意書ですとか、あるいは、本人確認を確実にするための書類、印鑑証明とか、こういった書類を許可の申請書と別に取り寄せて添付させるといった都道府県が多数存在しているところがございます。このため、完全な電子化といったものをしていきますと、そういった同意書なりの書類をPDF化していくといった余計な手間がかかってくるようなことも考えられますので、件数が多いのですけれども、必ずしも都道府県からこういった電子化を進めるニーズといったものは高くない状況でございます。

さはさりながら、少しでも省力化といったものを進めていくために、事前の相談をメールで行うとか、あるいは、現在もやっておりますが、申請書について都道府県のホームページから様式をダウンロードさせるとか、こういったことで少しでも行政の手続の電子化というものが図られるように、県に対して協力、理解というものを求めていきたいと考え

ているところでございます。

また、こういったことを進めるに当たりましては、導入にかかわるコスト等、これについて総合的に検討する必要がありますが、都道府県の事務でもあることから、都道府県の理解を得ながら進めていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答をしたいと思います。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございました。

押印の省略のことでお伺いしたいのですが、今の御説明ですと、押印の省略は結局民訴法上も自署していれば真正性が担保されるからという御説明だったのですけれども、そうしますと、押印省略を認める手続についても、書類に自署していないとだめだというのが大前提になっているように思うのです。そうなりますと、なかなかオンライン化などということにはなじみにくいようにも思うのですけれども、その点はどうお考えですか。

○木村上席企画官 これらの手続に関しては、本人の意思、それから真正性の確認、これが必要だと思っております。ですから、押印にかかわって自署を求めていく部分は簡略化は図っていけると思うのですが、自署を省略するというのは、真正性の確認をとる上で対応を考えていかなければいけないと考えております。

○大崎専門委員 要は、自署しなくてもいいという手続は想定できないということですか。

○木村上席企画官 はい。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 意見の前に質問させていただきたいのですが、この代表者というのは、会社の代表取締役とか、そういう方を意味しているのでしょうか。そうならば、代表取締役に一々自署させなければいけないのであったら、もう社印を押したほうがいいのかというような話で、ほとんど効果がないような気がするのです。

まず質問として、この代表者というのは、会社の担当部署の責任者でもいいのか、それとも、代表取締役みたいなまさに会社を代表する人でないとだめなのか、そのあたりについて教えていただきたいのです。

○木村上席企画官 これは手続によるのですけれども、代表者ということですので、必ずしも代表取締役でなくても、代表者と書いてあれば、その会社を代表できる者であれば構わないということだと思います。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 そうすると、別段ポストは問わないということですか。会社を代表していればいいのかということですか。

○木村上席企画官 申請する手続の責任者であるという真正性が確認できればいいという

ことでございます。

○高橋部会長 手続に自署が絶対に要するという役所は農水が初めてです。これは本当に自署が絶対に要するのだといたら、電子申請など絶対に進みませんが。

○木村上席企画官 今、押印を義務づけているものがありますので、それに関しては、自署でも構わないということにしていますので、自署が必ず要ということではなくて、押印でも構わないと。

○高橋部会長 結局、押印を要求していたら電子申請はできないですね。だから、御回答として、農水省は電子申請はやりませんと、電子申請化に取り組まないと言っているのと同じだと私は思います。官邸全体が電子申請を進めろと言っているのに、農水省は一遍も見直しませんという御回答なのですか。

○木村上席企画官 そういうことではなくてですね。

○高橋部会長 そういようにしか聞こえないですよ。

○木村上席企画官 誤解をさせてしまいまして、申しわけございません。我々としても電子申請をしっかりと進めていく、電子メール等でも申請できるようにしていくというのは、我々の基本計画にも書いてございます。電子署名等の仕組みを活用して進めていくということを考えています。

○高橋部会長 電子署名も大変なので、例えば事前にパスワードを交付して申請する手続など、いろいろあると。それで本人確認なども十分できますという役所もたくさん出てきている中で、農水だけはそれはやりませんとおっしゃっているのですか。

○木村上席企画官 そういうことではございません。そういう仕組みも使いまして、我々としても電子申請はきちんと進めていくということでございます。

ただ、今回お示ししたのは、押印を義務づけているものに関しては、しっかり省令等を見直していくということでございますので、全体として電子申請を進めていくというのは、今、御指摘をいただいたとおり、我々としてもちゃんとやっていくということです。それは誤解させてしまいまして、申しわけございませんでした。

○高橋部会長 これについても、場合によってはそういう形で、本人の意思確認と本人確認性を代替し得るような手法も検討する。これはこれできちんとやりますという御回答の上で御検討だと受けとめてよろしいでしょうか。

○木村上席企画官 そういうことで構いません。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 たびたび済みません。まず、そもそも押印を義務づけている法律ですね。そうしたものについて、単独で改正というのはなかなか難しいと思うのですが、何かほかの改正があったときに廃止するとか、そういうことを検討すべきではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村上席企画官 ここに書いてある見直しに関しては、何かの改正のときに一緒にやる

というよりも、単独で省令の改正等の手続は進めてまいりたいと思っています。

○濱西専門委員 法律自体の改正を検討されてはいかがかということなのですが。

○木村上席企画官 今回の見直しに関しては、法律自体の改正は必要ないと考えています。省令の見直しで済みます。

○高橋部会長 もう一度御趣旨を説明していただいたほうがいいと思います。

○濱西専門委員 今回は省令改正で対応されるという話なのですが、そもそも押印を求めている法律自体に見直しの余地があるのではないかとということを申し上げているつもりなのです。

どうしても、押印や自署が絶対的に必要な法律なのでしょうかとということなのです。要は、押印などなしでも、真正性は、先ほど来申し上げますように、いろいろな担保のやり方がありますので、特に押印や自署を義務づけなくても済むのではないのでしょうかと申し上げているつもりなのです。

○木村上席企画官 ですから、今、御指摘いただいたような見直しを、法律の下に位置づけられています省令を見直すことで確実に行っていきたい。法令自体は、法律自体に押印の義務が規定されているわけではございません。省令に規定されてございますので、そこはきちんと見直していくということでございます。

○高橋部会長 要するに、法令には押印しなければいけないとは書いていないということですね。

○木村上席企画官 はい。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 その辺は大分進めていただけたということはよくわかったのですが、もとに戻ってしまって恐縮なのですが、気になるのは、民訴法上、私文書は自署があれば真正だからという論理で見直しをされると、なかなか前に進むものも進みにくくなってしまふような気もします。

どのレベルでの真正性なり本人確認が必要かというのを、手続、個別によく見ていただいて、ある程度事後的に問題があった場合、それで対処することも可能なような手続なのかどうか、非常に機能的に見直していただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○木村上席企画官 わかりました。

○高橋部会長 間違っって申請書の中に偽造書類を紛れ込ませたら私文書偽造なので、刑法上の罪に問われるわけです。そういう意味も含めて、いろいろと御検討くださいということを各省庁にお願いしていますので、その辺はよろしく願います。

漁業法はいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 漁業法に関して質問なのですが、この御回答は、都道府県にお任せしているから、農水省としては理解と促進を求めるけれども、そこにとどまるのだとい

うことでよろしいのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 やっているのが、都道府県知事の許可という形で、都道府県の事務なわけです。

さらに、現場等のニーズ的に見ても、例えば入会する時に入会先の組合の同意書みたいなもの、こういったものを出すということになりますと、そこで、これには問題ありませんというような副申書なり同意書なりを出していかなければいけないということなので、都道府県としても、なかなか完全な電子化までにはなじみにくいのではないかと。要するに、大きなニーズがあるわけではないということです。

○川田専門委員 そうすると、1行目の最後の第1パラグラフ、県に対して理解と協力を求めてまいりたいとは、内容としては、県に対してどういう理解と協力を求めるのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 ですから、完全な電子化ということはなかなか難しい面はあるのですが、例えばホームページから申請書をダウンロードするとか、ここに事例を挙げてあるのは、事前の相談をメールでやりとりするとか、一部でも省力化というものを進めていくために、例えば当方から事務連絡を出すとか、あるいは都道府県のブロック会議みたいなものを毎年開いていますので、そういったところで指導するとか、そういったことを行って協力と理解を求めていきたいと考えています。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 その辺もぜひやっていただきたいと思うのですが、それに加えて、例えば先ほど同意書の話などが出ましたが、その手のいわゆる添付書類というものの自体が本当にその手続上必要不可欠なものなのかという観点での見直しというのもぜひやっていただきたいと思っております。

確かに、今の手続規定を前提にすると、それを完全電子化するのは、かえってPDFにしないといけない書類がふえて大変だとかというのは、それはわかるのですが、一方で、本当にそういう書類が絶対ないと審査できないのかという観点もぜひ入れていただきたいと思っております。住民票といった話もありましたけれども、それはそれこそマイナンバーの連携で何とか対応できないかとか、いろいろ検討していただければと思う次第です。

○高橋部会長 今の同意書の話なのですが、これは全国一律に要求しているのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 全国で一律に要求しているものではございません。その都道府県の漁業の実態が、かなり県ごと、地域ごとによって変わってきていますので、例えば自分のところの地先だけでとるということになれば、当然、同意書のようなものは必要ないのです。ただ、要するに、隣に行きますとか、あるいは幅広く追っていきますとか、そういったことになると、その都道府県の実情に応じて、漁業調整上の観点から、こういった同意書みたいなものを持っている事例は多いです。

○高橋部会長 それは法律上、同意書は必須なのですか。漁業法上根拠がある書類なのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 漁業法上は、都道府県規則によって必要な書類、許可を出すことというのがあって、そのための規則を定めて同意を、書類をとれるということが書かれています。それに基づいて、県は調整規則に基づいて申請書なりの様式を定めて、そこに添付の書類を定めていく。これについては公開して、こういうものということで周知しているところです。

○高橋部会長 わかりました。漁業調整規則の中で、都道府県のいろいろな事情で規則が決められる構造だというのは確かに理解したのですけれども、モデル的な申請書のようなものは農水省でつくれるのではないかと思うのです。子ども・子育てのときもお願いしたのですけれども、都道府県が選択していろいろと書式をつくって使いやすい形でということをお願いしているのですが、そういうことは不可能なのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 技術的助言という形で、調整規則例といったものを都道府県に対して示しております。ただ、最後の添付書類をどうするというのは、あくまで漁業の調整をされている現場の都道府県の御判断といったものが大きいのではないかと考えています。

○高橋部会長 ただ、申請の段階で同意書ありというところだけ丸をつけてもらって、審査の段階でというのは無理なのでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 ですから、その審査をするときに同意がとれているかどうかというのはかなり重要な要素になりますので、そのときに同意がとれていますということで許可することになります。同意がとれているかいないかどうかを、どこかで証するものが(回答途中で委員から質問)

○高橋部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 同意書があるからオンラインにできないのかわからないのですけれども、他の組合にもオンラインでやってもらってはいけないのですか。同意する人にもオンラインで手続をやってもらってはいけないのですか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 耳が悪いもので、よく聞こえないものでもう一度お願いします。

○原委員 隣の組合の人が同意書を出されるわけですね。その方もオンラインで手続をされたらいけないのですか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 恐らく、同意書をとったときに、例えばPDFにしますとか、そういうことになってくると、申請する者にとってみると、PDFにするために新たな機械を導入しなければいけないとか、そういう手間みたいなものがかかってくるので、そうすると、紙ベースでやっていたほうが合理的ではないかと。

○原委員 今、紙でやっていらっしゃる方々が紙でやったほうがやりやすいと思われるのは当たり前で、前にもおっしゃいましたけれども、これは別にこの漁業法に限らず、また、都道府県に降りている場合に限らず、現場でやっていらっしゃる方は紙でそのままやりたと言われるのは通常のことではないかと。それをいかに効率化する仕組みをつくるかということを私たちは考えているのだと思います。

そのためには、今の同意書のところに限って言えば、部会長がおっしゃったように、同

意がありますというところだけとりあえず出しておくという手だてもあるでしょうし、あるいは、その同意が本当に出されているのかどうかということ、私が思うには、申請者だけではなくてほかの同意をする側にも加わってもらうような申請の仕組みもつくれるのではないかという気もします。あるいは、別にPDFでどうしてもやりたいというのだったら、別に機械を入れなくてもコンビニに行けばできます。それが本当に制約になるとも思えません。

本当に電子化、オンライン化をしようとすれば、やり方は幾らでもあるわけであって、一番合理的な、効率的なやり方を示して進められるのが農水省さんのお仕事だと思うので、都道府県が今の仕組みを前提にしてやるつもりはないと言われていてと言われていても、しようがないのではないかと思います。

もう一つ、御質問は、同意書の話はわかりましたけれども、それ以外の添付書類はどういうものがあるのでしょうか。ぜひ個別に教えていただいて、この議論ができるといいのではないかと思います。

○斎藤沿岸・遊漁室長 例えば使用する漁船の漁船登録簿ですとか、あるいは、自分の所有していない漁船で、潜水漁業のようなものについては他の人の船に乗って漁業をする。こういうことになったら、他の人の船に乗ってやるときのその人の同意書プラス、その漁船の原簿、登録票とか、漁業の実態に応じていろいろ変わってきています。

○原委員 同意書の話はわかりました。その船籍などの登録とおっしゃいましたが、その登録はどこになされているのですか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 漁船であれば漁船登録、例えば小型船舶検査証の写しですとか、そういったものになります。

○原委員 検査証はどこが発行されているのですか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 船舶検査証については、確か、小型船舶検査機構というところですね。国交省の出先機関だと思います。

○原委員 行政機関の間で連携するわけにはいかないのですか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 かなり多数の船舶検査証が必要となり、もちろん小型船舶検査機構は全部持っていますけれども、そこがその人のものを引っ張ってくるということになりますと、小型船舶検査機構の協力なりを得る必要があると思います。

○原委員 ぜひ協力が得られるように御協議いただけるといいのではないかと思いますので、けれども。

○高橋部会長 それをやるのが今回の行政手続コスト削減なのではないでしょうか。それをいろいろと頭を絞って20%に持って行ってくださいと我々はお願しているのだと思うのです。

○斎藤沿岸・遊漁室長 その書類について、申請者から出すのか、小型船舶検査機構から出すのかというところで、どちらが作業的に効率が高まるのかということは、検討する必要があるのかもしれないです。ただ、船舶検査証は、申請者は当然自分の漁船を持ってい

ますから、そこから抜いてコピーすればいい話であって、それをわざわざ小型船舶検査機構に行って、証明書を発行してもらってやるということになると、今度はまた手間なりがかかってくるのではないかと。

○高橋部会長 証明書を発行してくれというお願いを原委員はされているわけではなくて、船舶検査機構に、単に、これは証明書を発行しましたかという照会をしたら、船舶検査機構から「はい」という答えが返ってくるという、それだけの話ですね。もしくは、データベースで検索してヒットできる権限を小型船舶検査機構が農水に与えるかどうか、そういう話だと思います。わざわざ検査証を発行してくれという話ではないと思います。

ですから、全体的に添付書類の削減もお考えいただきたいですし、電子申請の話もぜひ御検討いただきたいと思います。さらに言うと、結構都道府県事務が多いのは事実なのですけれども、繰り返しますが、これは都道府県に使い勝手がいいような共通書式を工夫するとか、省庁でまとめて省庁ごとの共通のホームページを開設するとか、いろいろなやり方があると思います。そこは申しわけないのですが、民の負担を行政で背負っていきましよう。電子化を契機にして、電子政府という形で、紙でやるのではなくて低コストで行政を運営していきましようということでございますので、ぜひ基本計画の改定までにそういう方向で多方面から再検討していただいて、全体として許認可について2割削減という目標をぜひ達成していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

何かございますでしょうか。

最後、奥田参事官、どうぞ。

○奥田参事官 IT室でございます。

日ごろより、規制改革推進室といろいろ協力させていただきながらやっているところでございます。

IT室のほうの取組で御報告させていただきますと、年末にIT総合戦略本部が実施されまして、おとといにeガバメント閣僚会議ということで電子行政、デジタル・ガバメントの閣僚の会議が開催されました。それぞれの場で、総理、官房長官から、添付書類の全廃を目指せ、それに関する法案を早期に出せという指示が出ております。

ですから、添付書類につきまして、要る、要らないという観点から全て見直しをかけなければいけないという状況になっておりますので、これについて、IT室を中心に今後取り組んでいく方向で考えております。

ですから、添付書類をなくすだけではなくて、確認している内容とか、どう連携していくのかというのは当然考えないといけないと思っておりますので、早ければ年内にという指示が出ておりますので、そういった形で対応していきたいと思っております。

あわせて、押印についても大崎専門委員がおっしゃったような形で、それぞれの手続の真正性確保のレベル感に応じた形で、押印が要るのか電子署名が要るのかというところをしっかりと詰めた上で、当然デジタル化ということになると押す紙がなくなっていくので、紙がなくなれば押印が必要なのかということ、押すところがなくなるということになり

ます。そういった観点でも、押印についてももしっかり見直していくということを示されておりますので、IT室としても、そういった形で対応していくということになってございます。

また、1点だけ、これは戦略のほうでは関係ないのですけれども、都道府県のほうのシステム化というところで、いろいろな対応をIT室でしております。47都道府県、また、1,700強の市町村にそれぞれのシステムをつくらせるということではなくて、一元にしたシステムを各県に使わせるという方向性でIT室としてもいろいろなところで取り組んでおります。

先ほどの警察の話であるとか、今回の農水省さんのお話であるとか、都道府県事務であるので都道府県に任せるということではなくて、中央省庁でシステムを一元化した上で、それを使っていただくという方向性もあるのではないかと感じているところでございます。○高橋部会長 事態が大分、刻々と動いてございますので、そのスピード感に合わせて、大変なのはよく理解しております。ぜひ御協力のほど、よろしく願いいたします。

引き続き、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

(環境省入室)

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

引き続きまして、環境省より資料4につきまして御説明を頂戴したいと思います。時間の関係で10分ということで、よろしく願いいたします。

○近藤大臣官房審議官 お招きいただきまして、ありがとうございます。環境省の審議官をしております近藤でございます。よろしく願いいたします。

お時間の関係もございますので、手短にとっておりますが、本日のお招きの趣旨は、営業の許可・認可に係る手続のうち、当省の関係では、廃掃法と私たちは言いますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の、産業廃棄物の収集運搬業と処分業の許可に関する電子化及び中央環境審議会が答申が出ております電子申請について、今、どういう状況になっているかということ。また、電子マニフェストと電子申請との関係をどう考えているのですかということなので、検討状況を御説明したいと思っております。

資料4に説明が書いてありますけれども、こちらはめくっていただいて、パワーポイントを御用意いたしましたので、そちらを御覧いただければと思います。

先に、この廃掃法の構成だけ簡単に御説明したいと思います。1枚目を作りました。御承知の方も多いかもしれませんが、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれておりまして、一般廃棄物は皆様方家庭から排出される市町村のごみで、産業廃棄物は工場とか、そういうところから排出される事業者のごみとなります。

法律上の建て付けは、まず、事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならないとされております。ですから、いろいろなところにまき散らさずに、自分でやりなさいというのが基本になっています。

廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準があって、事業者は産業廃棄物の運搬や処分

を委託する場合には、産業廃棄物収集運搬の許可業者に委託しなくてはなりませんという規定と、それぞれの産業廃棄物の管理票をマニフェストと言いますが、これを交付しなくてはなりませんという建て付けにしております。ですから、この排出事業者はごみの処理を委託する相手がどういう人かはちゃんと把握しなくてはなりませんので、そういう意味では、いい加減なことをやってもらっては困るという形になっております。

資料の下に簡単な分類をしていますが、産業廃棄物の中には特に危険なものとして特別管理産業廃棄物、例えば医療廃棄物などはここで取り扱うという構造になっております。

次に業許可の関係でございますけれども、この産業廃棄物の業許可に関しては都道府県の権限になっておりまして、一般廃棄物については市町村の自治事務となっております。

これは処理業と書いてございますが、処理業というのは、要するに、最終処分場の設置などでは、立地自体が難しく、どういふごみが持ち込まれるのかとか、そこは一体もともとの工場は何かとか、周辺住民も無関心ではいられないので、そういう意味では、地域の人たちにも適正な配慮がなされている形になっております。また、目の前を通るトラックなどに関してもちゃんと見る必要があるので、収集運搬業の許可も入っております。

これらは5年に一度の許可の更新があって、都道府県等ごとに許可をとって、欠格要件、暴力団ですとか環境法令違反に該当しないこととか、そういう基準があって、許可を得ているという法律の建て付けになってございます。

電子化の話を中心に御用意させていただきました。次のページにグリーンの資料、電子マニフェスト使用の義務化というものを記載してございますので、御覧いただければと思います。

冒頭のところに御用意しましたように、産業廃棄物の管理票というものは平成3年ぐらいから運用を始めているものですが、もちろん紙でいいということになっておりますが、できれば電子でやってほしいということをやっています。

この右側に、グラフを記載してございまして、平成17年から伸びてきていますけれども、今のところ50%ぐらいが電子マニフェストの交付状況になってきているということになっております。

これをさらに進めたいというのは、環境行政でも今、取り組んでいるところでありまして、そういう意味では、実際に規制当局としても、こういうものが明確になると都合がいいですし、排出事業者や収集運搬業者にとっても非常に一覧性も高まるし、処理も速くなるし、検索も可能ですということになってきてございまして、電子マニフェストの導入が進められてきている状況でありまして、これが先ほどの中央環境審議会答申の背景にもなっている事実であります。

もう一枚御覧いただきますと、この関係では、昨年法律を改正してございまして、先ほど御下問にありました中央環境審議会答申が昨年の2月なのですが、それを受けて、直ちに法改正を御提案申し上げて、昨年の6月に法律の改正を御了解いただきました。こちらでは、電子マニフェストの使用を、一部の事業者については義務化をしております。特

定の産業廃棄物を多量に排出する事業者は紙ではなくて電子でやってくださいという義務化を図っております、現在、これの施行準備中でございます。

下に今後の日程表を記載してございますが、昨年の秋も制度専門委員会で細かいところの制度設計などを御議論いただきまして、政省令をパブリックコメントに付したところでございます。というので、今、作業をしているのが背景になっております。

次のページ以降、御下問に戻りたいと思っておりますが、こういうことは、この行政手続部会で御検討をいただいている話とどのような関係があるかということで、今、申し上げた中に大体重なってしまうことでございますけれども、電子マニフェストと電子申請との連携のメリットはすごくあると思っております。電子申請により電子化された情報、申請者、社名、代表者名、所在地などの基礎情報などを電子マニフェスト入力時に排出事業者が活用できますので、事務の効率化や合理化が図られると思っております。もちろん、電子マニフェストなども見やすくなったりする点と、一元化されるという点は、非常に大きなものがあるかと思えます。

もう一つの実際の検討状況の中身でございますけれども、この電子マニフェストの義務化の話と、全体のもっと率を上げるという話と2つあるわけなのですが、全体の率をどのくらい上げていくかという、いわば数値目標みたいな議論はしてございまして、中央環境審議会で現在検討中になっております。中央環境審議会では、現在、循環型社会形成推進基本計画という5年に一度の見直しをしております、ほかの様々な数値目標も全てここで見直しを行います。その中で電子マニフェストの議論も行っておりまして、これは年度内で審議会を終えて、その後、閣議決定を年内、今年の前半には行うということでございますので、その数字を受けて、こちらの電子申請についても検討を進めていくことにしたいと思っております。

非常に雑駁な説明で恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

まず全体のことを。1月10日付で「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて」という文書を出ささせていただきました。届いていらっしゃると思います。

その中で、特に許認可についても2割という道筋をぜひ明確にさせていただきたい、それを我々も拝見させていただきたいということで、3月の頭、第1週ぐらいにお願いすることになっておりましたので、お忙しいところにもかかわらず、御迷惑をかけるかもしれませんが、その辺、御協力のほどよろしくお願いいたしますということを、まずお願いしたいと思えます。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございました。

お伺いしたいのですが、この電子マニフェストの加入率、特別管理のほうについてはかなり高いようですけれども、一般の産業廃棄物の収集運搬、処分については余り進んでいないように思うのです。何となく、この仕組みを前提にすると、排出事業者からすると、

電子マニフェストに加入していない業者には仕事が頼みにくいのではないかと思うので、逆に、そういう仕事が欲しい人からすれば加入するインセンティブが非常に高いはずなのに、案外低い。これはどういう要因で入っていないのだとお考えですか。また、それをもっと推進するには何が必要なのですか。

○成田廃棄物規制課長 御回答申し上げます。

この産業廃棄物収集運搬業に関しては、一般的には大崎専門委員が仰ったような状況にあるかと思えます。他方で、この収集運搬業者というのは、特にトラック1台を持ってやっているだけというような、そういう事業者も結構多くございます。そういった方が、例えばこれは私どもの役所の話なのですが、環境省も産業廃棄物を出すことがあります、マニフェストを交付しているのは、たしか年に4回とか、それぐらいです。そういった事業者もございますので、わざわざ電子マニフェストに入って、この電子マニフェストの業務をやっているセンターにお金を払ってまでやるほどではないという排出事業者もございまして、そのような実態もありまして、このような数字になっているということでございます。

私どもも電子化を進めていきたいということは、全く皆様と同じ方向を向いていると思っております。そういった観点から、私どもは、例えば携帯のアプリを開発することによって利便性を図ったりとか、あるいは、そもそも先ほど電子マニフェストを使うのにお金が要ると申し上げましたが、使う場合の料金を引き下げるとか、このような形で進めている状況でございます。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

電子マニフェストを進められるということであると、それと並んで電子申請だということだと思っておりますけれども、2点、まず、お伺いします。閣議決定を受けてから考えますというお話をちらっとされたのですが、これは年度末の基本計画に数値目標を掲げていただいて、それはそれで閣議決定は閣議決定として、それで閣議決定で修正すれば、閣議が一番上ですので、そちらは直していただくということで、まず、とにかく年度末までに少し申請の目標は掲げられないかということをお願いしたいのですが。

○成田廃棄物規制課長 電子マニフェストについては、何らかの形で高い目標を掲げていきたい、実行可能な範囲でできる限りきちんと目標を掲げていきたいと思っております。

他方で、電子申請についてですが、私どもが自治体と情報交換をされていて感じておりますのは、自治体によってかなり温度差があるというのが実態でございます。先ほど申し上げましたように、トラック1台を持ってやっている事業者が、実態として実はかなり多くございます。そういうところは、率直に申し上げて、パソコンだとか、そういうものに慣れていらっしゃる方が多いという実態があるそうです。

もう一つは、こういうことを言ったら語弊があるかもしれませんが、トラック1台を持って廃棄物を動かしているような事業者ですと、普段書類を書くことに慣れていらっしゃる

いませんので、申請の際に、その場で修正をして提出いただいているのが多いという実態を聞いております。

こういったことから、部分的には電子申請を進めていくことは我々も賛成なのですが、早急に全面的にということになりますと、なかなか厳しいというのが、自治体の実態だと承知しているということです。

○高橋部会長 でも、収集運搬業者は一応マニフェストの関与主体でもあるのですね。

○成田廃棄物規制課長 電子マニフェストの義務付けはされておられません。あくまでも改正法で義務付けられたのは排出事業者のほうでありまして、排出事業者と取引をする収集運搬業者であれば、収集運搬業者の方も電子マニフェストに入らないといけないという、そういう効果はあるのですけれども、義務付けがされているのは、あくまでも排出事業者だけでございます。

○高橋部会長 でも、排出事業者と取引関係にあれば、トラック1台の人だって義務がかかってくるわけですね。

○成田廃棄物規制課長 電子マニフェストの使用義務がかかる排出事業者と取引をする収集運搬業者は、部会長が仰るとおり、今後、電子マニフェストに入っていないと取引してもらえなくなるという実態はございます。

○高橋部会長 ですから、世の中は多分変わっていくと思うので、そういう意味では、今は紙でしかできない、紙になれていない方も、そうやって電子マニフェストが排出業者に義務づけられていけば、取引関係から、そういう業者に食い込むにはパソコンに嫌でもなれていかなければいけない状況が出てくるかと思えます。そこはそういう状況を踏まえて目標を少し御検討いただきたいというのが第1点ですが、そこはお願いできないかなと。

○成田廃棄物規制課長 検討いたします。

○高橋部会長 では、そこはそれで。どうなるかはまたお聞きしたいと思います。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 登録の手続の電子化に関連してなのですが、以前、この産業廃棄物の処理の許認可に関しては、例えばコンビニチェーンさんなどが全国レベルで個別の都道府県で申請しなければいけないのが非常に大変であるみたいな話も出ておりました。

若干改善はあったやに聞いてはおるのですが、今度、電子化するとき、これがまた、全部個別に別の入れ方で入れなければいけないという話になると、紙以上に不便になるということも想定されなくもない。ぜひ統一的なフォーマットであるとか、1つの都道府県に入力したものを、そのままコピーすると別のところでも申請できるというような、そういう仕組みを考えていただきたいと思えます。

○成田廃棄物規制課長 全く私どもも同じ方向で考えております。

ただ、繰り返しで申し訳ありませんが、先ほど申し上げましたように、この産業廃棄物の行政は都道府県、それから、廃棄物処理法の政令市と言っておりますけれども、いわゆる指定都市と中核市プラス大牟田市なのですが、そういったところが個別に行政をやって

おりますので、どうやって統一させていくかといったところについては、我々も頭を悩ませているところでございますので、しっかり検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 使い勝手のいい書式という点では、子ども・子育て本部などにもそういう工夫をお願いしていますので、その例なども参考にさせていただきたいと思えます。それと、もう一つ、何か阻害要因はないのでしょうか。例えば、押印を要求しているとか、署名を要求しているとか、電子申請を進めるに当たって桎梏になっているような現行システムはないのでしょうか。

○成田廃棄物規制課長 桎梏といいますか、産業廃棄物については、皆さん、恐らくイメージとして思っているとおりでと思うのですが、率直に申し上げて非常に質の悪い事業者がかってたくさんおまして、悪貨が良貨を駆逐するという状況にございました。このような状況がございましたので、経営者が潔白であるかというのは、徹底して様々な書類を調べて、例えば暴力団排除であったりだとか、そういった趣旨を徹底しているというのがこれまでの二十数年来の歴史ということになってまいります。

こういったときに、様々な添付書類が一括して電子で流通するようになれば、この電子申請も進みやすくなると思うのですが、例えば住民票であったりだとか、様々な書類が電子でほかの機関にも使えるようになるといったことができれば、どんどんそういうものが進んでいくと思っております、これは私ども環境省だけの力では、正直手に負えないところかなと思っております。

○高橋部会長 先ほどの話と同じでございますが、ぜひIT本部とも連携していただいて、よろしく願いいたします。

○成田廃棄物規制課長 ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

○高橋部会長 よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で、ぜひ引き続き基本計画の改定まで、よろしく願いいたします。

どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(環境省退室)

(経済産業省入室)

○高橋部会長 お待たせいたしました。経済産業省からのヒアリングを行いたいと思えます。本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。

時間の関係がございまして、20分で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○中石審議官 では、担当課から順番に行いたく思いますので、お手元の資料5を御用意いただきまして、この順番に、順次数分程度で説明申し上げたく思います。

では、順番に、まず外為法からお願いいたします。

○平野農水産室長 では、1ページ目の論点「1. 外国為替及び外国貿易法」につきまし

て、御説明させていただきます。

経産省の基本計画の中の行政手続の簡素化ということに関しまして、経済産業省と貨物の所管省庁で同様の内容を確認している一部貨物について、確認業務の一元化を提案し、協議を行うことを記載してございます。これにつきまして、どのような内容なのかということと、その協議の進捗状況はどうかということについて御質問いただいております。

回答についてでございますが、この貨物といいますのは、こちらに書いてございますように、マグロでございます。マグロを我が国に輸入する場合に、外為法52条なり、政令の3条、4条なり、名称が長くて恐縮ですけれども、告示の規定に基づきまして、輸入をしようとする事業者の方は、税関に輸入申告をする前にという意味で、事前に経産大臣の確認を受けるということになってございます。

その際に、申請書類を幾つか提出をお願いしてございますけれども、その一つとしまして、水産庁さんから出していただく必要がある書類がございます。それが、こちらに記載がございます「正規許可船リスト対策又は正規畜養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」というものでございます。したがって、申請者の方にしてみますと、実質的に2段階で行政庁に確認手続を行っているという格好になってございます。

この水産庁に提出する書類と経産省に提出する書類に重複がありまして、こちらの部会から御指示いただいております同じ書類は一度だけというワンスオンリーの原則ということ踏まえまして、コスト削減の観点から検討を行いまして、この事前確認権限を経産大臣から農林水産大臣に移管するというところで合意を得たということでございます。

これにつきましては、ちょうど1週間前でございますけれども、今月の11日に告示を改正するためのパブリックコメントを開始してございまして、問題がなければ4月から実施に移るというように考えてございます。

以上です。

○宮本化学物質管理課長 続きまして、2ページ目、化審法について説明させていただければと思います。

化審法につきましては、昨年の通常国会で法改正をいたしておりまして、特に改正された部分は、新規化学物質の審査に関して、全国での使用数量が少ない場合には、これは少量新規制度と低生産量新規制度という2つほどあるのですけれども、使用量が少ないときには審査の特例を受けられるというような制度がございました。ここににつきまして、制度の合理化を図るための改正をしたということでございます。

具体的には、実際には新規化学物質が使われる場合でも、例えば3つ目のパラにありますけれども、化学物質が閉じ込められるような用途で使われるような場合、直ちに環境中に出ていかないような用途で使われる場合と、例えば芳香剤のように、使った瞬間に環境中にどんどん放出されていくというような用途、用途によって環境への影響が大きく異なる。その用途を見て、この全国で使える少量新規制度の環境基準量、それから、低生産量

の新規制度の基準量を勘案するに当たって、環境排出量ベースで見ますということの制度改正をしたということでもあります。

したがって、今後、この制度の特例を受ける場合には、こういった用途で使うのか、その用途はどの程度環境に排出するような用途になっているのかということを見て、直ちに環境中に排出されるような用途の場合であれば、これまでどおり、使った量がそのまま環境中に排出されるということで見ますが、直ちに環境中に出ないということになれば、これまでよりも多くの新規化学物質を製造・輸入することが認められるということになるわけでございます。

したがって、我々にこういった用途で使うのかということを出しただけの場合には、これは安全サイドに立って、環境中に全て放出されるとみなさざるを得ずということになってしまい、「排出係数=1」とする必要があるわけですが、この規制の合理化の措置の適用を受けたいという事業者の方々は、大企業、中小企業にかかわらず、皆さん用途を示して申請いただけるのではないかと我々は期待しております。

ただ、この用途の証明をするに当たっての負荷がそれなりに高いということになりますと、本当は受けたいのだけれども、受けられないということがあり得ます。例えば用途証明書というものを提出していただくということが一番ストレートに考えられるのですが、我々としては、用途がわかればいいということでございますので、通常の商行為で用いられている売買契約書、用途が書いていなければ、そこに用途を付記していただく形で用途を示していただければ、通常の売買契約書を少し変えていただくだけで用途を示すことができる。そうすると、それほど負荷がかからずに、この規制改正のメリットを享受することができるということも、今、考えているところでございます。

以上です。

○岩崎企画官（競争力強化担当） 続いて、アルコール事業法関係を御説明させていただきます。基本計画の20ページでございまして、回答の方は4ページをご覧いただきたいと思っております。

既に事務局にも御説明させていただきましたけれども、国内のアルコール関係の法律は酒税法をはじめ4法ございまして、このうちのアルコール事業法に関しては、アルコールの度数が90度以上という大変濃度の高い工業用のアルコールを対象にした法律になりました。主に化粧品とか洗剤とか、医療品などの化学工業用です。

ほかには、ちまたでよく聞きます食品の防腐用として、みそやしょうゆ、また、よく見かけますのは、カリカリ梅というのがおやつなどであると思っておりますけれども、ああいう感じの商品。あとは、お土産用でウニとか塩辛の瓶詰めがあると思うのですが、保存料としてアルコールを適量使用しているものが対象になっております。

このような工業用アルコールは広く一般的に利用されておりますので、非常に産業活動でも重要な基幹物資となっておりますので、安定的に低廉な価格で流通させることが大事になってございまして、アルコール事業法において、流通管理を厳正に行っているというこ

とでございます。

もう一つ、お酒でございますので、見た目は本当に普通のお酒と変わらずに、高い関税がかかっている酒税法のものもございますので、こちらに不正使用が行かないように、防止するための効果も、このアルコール事業法は持っております、そういう意味で厳正な管理をさせていただいております。

そういう中で、今回御指摘のありました業務報告書がございまして、業務報告書は年1回、全ての許可事業者から届出義務を課しております、使用ゼロの許可事業者に対しても提出義務がございます。そのような厳正な規制管理の中で、みそやしょうゆをつくっている工場さん、中小企業が多くて、IT環境も脆弱でございますけれども、そういう中で、何とかそういう業務報告書の事務を簡素化できないかということで、手間のかかる報告書の作成に簡単にできるソフトを無償で我々が配布させていただいております、これは事業法施行以来、配布させていただいております。

その中の御説明の中で、正規の書類とともに電子媒体をあわせて提出いただくよう御協力お願いしますという記載がございまして、こちらのほうの御指摘をいただきまして、今回、論点に対する回答の4ページに記載させていただいております。この場合の電子媒体というのは、あくまで省令で定められた厳正な管理の中の押印のある正規の書類の提出を前提に、経済産業省の中で、事務効率の観点から協力ベースで事業者の方に提出いただいているものでございまして、この電子媒体の提出をもって報告とみなすことを直ちに採用するのはなかなか難しい。実際に、紙媒体の提出も非常に多うございまして、過半を占めておるような状況でございます。

さはさりながら、我々も事業者の事務コストの低減には引き続き注力したく思っておりますので、御指摘の内容も踏まえまして、既に基本計画の20ページに記載させていただいておりますけれども、事業者からの電子申請のニーズの調査や、無料配布しておりますこのソフトについて、さらにアップデートして高機能化を目指すというような、そういうものを既に本年度から実施させていただいております。

さらに、あわせて御指摘をいただいております当省内で検討しております「法人プラットフォーム」というものがございますけれども、こちらの部会で本人の手続について簡素化する方向性が出ておりますので、そちらを踏まえまして、押印の取扱措置をすることとされておりましたので、我々はアルコール事業法に関するこの手続に関しては、ID、パスワードを付与するだけ、押印は不要とするという措置で予定させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○吉川省エネルギー対策業務室長 エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法について御説明させていただきます。

論点では定期報告、これは省エネ法に基づく定期報告で、一定以上のエネルギー使用をしている工場ですとか特定事業者、年に1回報告する義務があるのですが、ボリュームが

あって負担が大きいということ。また、内容につきましては、地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告と重複する内容がある、それについて書式が統一されていないということで、事項の簡素化ですとか記載事項の調整についてということでございます。

これに対する回答でございますけれども、負担につきましては、定期報告書、この内容につきましては、エネルギーの使用の改善を目的として、エネルギー使用量ですとか、また、事業者が取り組むべき内容、守らなければいけない遵守事項、工場等判断基準というものが告示されておりますけれども、そういった技術的な基準ですとか、電気事業平準化の原単位等といった、これは法執行に必要な最低限の事項を求めているということっております。

ただ、その中でも事業者の負担軽減を図るべく、例えば電子申請ですとか定期報告書の作成支援ツールといったものをつくって公開して導入しているということ。また、プルダウン方式による定期報告書作成の入力の簡素化ですとか、温対法に基づく定期報告事項の一部代替等の取組を行っている、共通化を行っているというところでございます。

その中で、例えば定期報告書作成の支援ツールであれば、過去のデータが再活用できたり、自動計算機能ですとかエラーチェック機能なども入れておまして、事業者の9割以上に利用されているといった実績がございます。こういったことで、今後とも負担の軽減策があれば、これを考えて導入していきたいと考えております。

また、書式の統一のほうでございますけれども、自治体の温暖化防止条例に基づく報告内容ですが、これはそれぞれの自治体が自主的に決めるべきものでございます。基本原則で地方自治法の245条の3に定める、地方公共団体の自主性や自立性を国が配慮しなければいけないという原則もございます。

その中で、さはさりながら、事業者の負担軽減の観点から、事務連絡を出しまして、例えば平成26年、2014年に経済産業省と環境省の連名でもって、自治体に対して可能な範囲内で省エネ法等との報告書様式の整合性に留意するよう協力依頼をしております。御参考資料としてつけておりますけれども、こういったような呼びかけをしております。今後とも必要に応じまして、継続した協力要請等に努めていきたいと考えております。

なお、自治体それぞれの報告様式なのですけれども、これは「県内で排出される温室効果ガス」ですとか、「削減目標」ですとか、意識の高いところであればあるほど地方独自の事項を定めておまして、地方自治体間でも報告様式に差異がありまして、ばらばらになっております。当然、国の報告様式ともそういった自治体間では差異が生じているのが現状でございます。

以上です。

○杉山再生可能エネルギー推進室長　続きまして、12ページ、「5．電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」でございます。こちらの御説明をさせていただきます。

これは略してFIT法とよく言われておるものですが、このFIT法ですが、昨年4月

に制度開始後4年を経過して顕在化してきましたさまざまな問題、例えば認定をとった後に長期間にわたって運開しないとか、あるいは、あえて設備を小規模に分割することによって法令に基づく維持管理の負担を軽減するとか、事業者間の公平性とか、あるいは国民負担の軽減、そういった観点からちょっと問題だという課題がいろいろ顕在化してきたので、昨年4月に審査の厳格化といったことを盛り込んだ改正を行いました。そうしたものが背景にあります。

この審査の厳格化を受けまして、審査期間が長期化しないように、あらかじめ電子申請システムの拡充、こうしたものを準備しておいたわけですがけれども、実際の改正法の運用を始めてみますと、どうも電子申請システムの初期トラブルがいろいろあるとか、あるいは申請の厳格化を行ったにもかかわらず、想定を上回って、ちょっと申請件数が減るのではないかと思ったのですがけれども、前年並みの申請件数が出てきてしまった。そのようなことがあって、特に新規認定のところで、2カ月の標準処理期間に対して遅延状況が見られた。そういう状況が6月ごろにございました。

これを受けての御回答ということで、まず前段になるのですがけれども、人的な審査体制を強化いたしまして、その際、強化するとともに遅延状況がどのくらいなのかということや審査体制を強化したといったことを公表して、そういった体制をとることによって遅延を収束させたということがまず1点目でございます。

続いて、今度は8月にまた同じように、公平性とか国民負担の低減の観点からなのですが、一部省令改正を行いまして、これまで届出で済んだような変更という行為を、調達価格の変更が伴うような変更認定に改めたということを行いました。それに対して、駆け込み需要といいますか、申請がたくさん出てまいりまして、それによって、また遅延が生じたということがございます。

それが後段の11月のころの話ですがけれども、そういった遅延を解消するために、人員の体制強化を行ったのと、新たに導入した電子申請システムの使い勝手が悪いという声が事業者の方などから寄せられましたので、これを一度とめまして、システムを見直すという取組を、今、しておるということを御回答として書かせていただいています。

以上でございます。

○向野鉱業管理官 続きまして、鉱業法について御説明させていただきます。お手元の配付資料の13ページをごらんいただければと思います。

論点のところでございますけれども、鉱業法に基づく事業着手延期の認可などについて、経済産業局は9つございますけれども、局ごとにばらばらではないかという御意見を頂戴しております。一方で、審査基準の見直しなどをやっているということであるが、どのような観点からやっているのか。それによってばらばら感がなくなるのかどうかということだと理解してございます。

お手元の資料に沿って御説明させていただきますけれども、これも釈迦に説法でございますが、鉱業法につきましては、試掘、採掘という両方の権利がございまして、この鉱業

権が設定登録された後、6カ月以内に事業着手に移行することを求めているわけでございます。その上で、この鉱業法上の事業着手延期認可に当たりましては、一定の事由の場合に、これは審査基準に沿った形で経済産業局が審査を行うことになってございます。

御指摘の点に関しまして、この詳細については1月15日に確認ができましたけれども、いわゆる石灰石などの一般鉱物の世界では、この審査基準のうち計画操業のための延期、それから、真ん中ぐらいに書いてございますけれども、現状、研究開発などが進んで利用可能になった場合、さらには、公害防止などの事業を行うために必要と認められる場合のこの3つについて、経産局によって解釈が異なっている事例があるとの指摘があることがわかりました。

したがって、これを踏まえて、局間ごとの解釈が違ふことの余地をなるべく小さくするために、年間3,000件程度認可をやってございますけれども、これらの案件についての理由などについて、経産局の間でしっかり共有できるような対応をとってまいりたいと考えてございます。

長くなって恐縮でございますけれども、14ページ目、御指摘の審査基準の見直しの話につきまして、前段は一般鉱物、石灰石などのお話をさせていただきましたけれども、審査基準のお話というのは、石油・天然ガスの特定鉱物のお話でございます。これは実は石灰石などとは違って国内での開発が滞ってございまして、これは事業者さんに新陳代謝を促して、開発を促進するために審査基準を厳格化するというのを念頭に置いてございまして、ことしの4月から改正の審査基準を適用していくということでございます。

したがって、今回の石油・天然ガスにつきましては、これは着手延期の要件の厳格化を図るものでございまして、石灰石などの一般鉱物の世界での要件の明確化、円滑化を求めるといような御要望とは分けて考えていただく必要があるかと思っております。

蛇足でございますが、以上でございました。

○田上企画課長 19ページをごらんいただければと思います。中小企業等経営強化法、こちらは事業分野ごとに生産性向上の方法を示して、国のほうで指針をつくりまして、その指針に沿って事業者の方に経営力向上計画というものをつくっていただいて、税制、固定資産税の減免とか、低利融資といった支援策を受けるというものでございます。

こちらの認定の申請が、電子申請率が低いということで、その原因が電子証明書の添付を求めているということが原因ではないか、より簡易な方法での申請について検討する余地はないかといった御指摘でございます。

我々の回答といたしましては、現在の経営力向上計画の電子申請におきましては、申請者の本人確認のために、ここに書いております施行規則に従いまして、ほかの手續と同様に電子証明書の添付を求めているところでございます。ただ、一方で、経営力向上計画は、いろいろな中小企業政策の中でも申請書の様式を必要最低限にとどめておりまして、簡易に申請可能な制度としてつくっているものでございます。

先ほど、アルコール事業法の話でも出ましたが、昨年11月の部会でお示しのありました

本人確認手続の簡素化に関する方向性を踏まえまして、効率的な方法によって本人確認が可能となるよう検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

まず、最初に私から全体のお話で、1月10日付で「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて」という文書を出させていただきました。

特に、許認可については、全体の道筋の中で各省庁、責任を持って2割削減していただくというところの記載事項はございませんでしたので、ここはぜひ基本計画の見直しの際に、許認可の分野について御省のところで2割、こうやって削減するというところの道筋をぜひ示していただくということで、期間が短くて、3月の頭ぐらいにお願いしてしまうのですが、ここは各省庁横並びでお願いしておりますので、ぜひ御協力のほど、皆様全体にお願いしたいと思います。

個別の話です。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございました。

3つぐらいのことについて、コメントと質問を若干申し上げたいと思います。

まず1つ目は、化審法の件でございます。これは全くの感想で、この部会がそもそも議論することかどうかわからないのですけれども、私は以前この問題について若干検討にかかわったということもあって、最終的に環境排出という観点をに入れていただいたことは前進だったとも言えるのですけれども、一方で、例えばEUでやっているような事業者ごとに上限数値を決めるということにできなかったのも、どこまで事業者にとっての予測可能性というものが向上したと言えるのかというのは、なかなか難しいと。これは本当の感想でございます。ここで議論することではございません。

とはいえ、この制度が変わったわけでございますので、新しい制度を前提にしたときに、例えばこの売買契約書などに用途を付記するというようなことを御検討いただくのは、一つ前向きだとは思うのですけれども、実際の輸入の実務のあり方をよく調べていただいて、本当にこういうやり方が、特に今、恐らく困っているのではないかとと思われる業者さんにとって解決になるのかどうかというのは、実態を踏まえて御検討いただきたいと思う次第です。これは感想、コメントでございます。

あと2点御質問を申し上げたいと思うのですが、まず一つはアルコール事業法の件ですけれども、ID、パスワード付与により押印不要とする予定というのは、これは省令を改正して押印手続の様式そのものを改正していただくという話なのかどうかを確認したい。

似たような話ですが、最後に御説明いただいた中小企業等経営強化法の本人確認についてなのですが、本人確認性が担保されるような代替手段ということで、これから検討されるということだとは思うのですけれども、具体的にこういうやり方があるのではないかと

いうイメージがあれば教えていただきたい。

その2点、御質問でございます。もし化審法についても、何かコメントがあればお願いします。

○高橋部会長 化審法については、これだけではなくて、例えば営業秘があるのでは教えたくないという企業に対しては企業からこういう用途ですということを経産省に行くとか、いろいろあるのではないかと私も思いますので、ぜひその辺、コメントを含めてもしあればお願いいたします。

アルコール事業法についても、これは法令で押印が現在必要だと規定されたものは法人プラットフォームに載らないのかどうかということを危惧しているのですが、その辺も含めて、今の大崎専門委員の質問に関連してお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○宮本化学物質管理課長 化審法につきまして、少しコメントさせていただきます。

まず、事業者さんから使い勝手、このあたりはもうちょっと何とかならないかといういろいろな意見をいただいておりますが、確かにおっしゃるように営業秘密、つまり、こういった用途のこういうことに使うのですということ自体、余り細かく知られたくないというようなニーズもあります。

これについては、我々は細かい用途ごとに排出係数何ほと全部決めるわけではなくて、ざっくり、今のところ我々は50ぐらいの用途を考えていますけれども、細かく見れば排出係数は個々に違うのですが、その中で一番保守的に考えると、このような排出係数を使っておけば、そういう用途のものは少なくともそれ以上漏れることはない、環境に排出されることはないというような考え方でもって、大まかに用途も50程度に分ける。その中のどの用途で使う計画ですかということを出してもらおうと考えておりますので、個々の細かい用途を全部出さなければいけないということにはならないような工夫を一つは考えている。

もう一つは、大崎専門委員からいただいた案で、実際の現場の人がどういったニーズを持っているかちゃんと踏まえた上でということなのですけれども、もう一つ違う種類のニーズとしていただいているのは、例えば輸入業者がかかわる場合には、本人が使うというよりは売り先の人を使うということになっていまして、場合によっては誰がどういったことに使おうとしているかという主語ですね。誰がと。つまり、我々は用途を聞きたいのですけれども、その誰が、何企業が使おうとしているということについての情報を出したくないというようなこともございます。

それについては、例えば主語の誰がという部分については黒塗りで出してもらってもいい。ただ、用途は書いてもらわないことには特例は受けられないということにして、そういうような運用のやり方。ただ、最終的にその用途どおりにその人がちゃんと使っているかということはどこかで確認できるようにしなければいけない。例えば立入検査なりなんなり必要が生じてくれば、そこのところは見せていただきますけれども、通常の申請の中では、用途は書いてもらうのですけれども、主語のところは黒塗りででもいいのではないかと

とか、その辺の使い勝手を向上するために、いろいろなことを今、検討中でございます。

そのうちのひとつとして、一番代表的な、わざわざ資料を別につくらなくてもいいということは書いたのですけれども、そのあたりはいろいろ工夫をさせていただこうと考えております。

○岩崎企画官（競争力強化担当） アルコール事業法でございますけれども、御指摘のございました法人プラットフォームの部分は、まだ予算措置がついている状況で、今後、経緯を見守るといことがございますけれども、準備ができましたら、我々としては、具体的に省令改正を念頭に考えさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 全体として、法律に義務づけられているというのはないのですか。経産省全体を見ますと、そういうことになるかと思うのです。法令で直接義務づけられているものは、省令で全部変えられるということでしょうか。

○中石審議官 確認が必要ですが、恐らく書類の提出において、本人確認については様々な規則で書かれているとは思いますが。法文レベルで書かれているものがあるかどうかというのは確認しないとわかりませんが、普通はないような気がします。今まで押印をしていたというのが、今回変えなければいけないという意味においては、運用の部分ではないかと思っておりますけれども、詳しくはまた精査します。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。それはまた事務局に。

中企庁、どうぞ。

○田上企画課長 中企庁でございます。

経営強化法の関係でございます。説明が足りず、申しわけございません。効率的な方法によって本人確認が可能なもの、どういったイメージかということでございますが、基本計画にありますように、方向性にありますように、IDとパスワードでやっていく方向で考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、順番に残りの御説明について、いかがでしょうか。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 今の御回答で確認したいのですけれども、確かにIDとパスワードというものもあるのですが、ただ、この中小企業等経営強化法の申請、これは繰り返しやるというようなものなのでしょうか。アルコール事業法などですと繰り返し同じ人が申請することだと思っておりますけれども、対象をよく見きわめてやっていただかないと、かえってIDとパスワードの取得が面倒くさかったりということもあり得ないこともないと思ったりしたものですから。

○田上企画課長 計画の変更申請をされる方も結構いらっしゃるしまして、そういった方のお声も聞きながら、現場の声も踏まえながらやっていきたいと思っております。

○高橋部会長 どうも御指摘ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 5 ページのエネルギーの使用の合理化等に関する法律に関して、実は地方自治体と重複感があるのではないかという問題意識を持っています。第3パラグラフに2014年の6月20日に経産省と環境省の連名で地方自治体に対して協力要請をしているとありますが、それに対して、何か変化が地方自治体にあったのかなかったのか。もしなかったとしたら、それはどうしてないのかというこの質問が1点でございます。

もう一点は、地方自治体独自の事項を設定しているというのは、事業者にとっては大変負担感がある内容でございます。例えば、報告様式が、いろいろな考えがあると思いますけれども、統一化できないのかどうか。この2点について、お聞きしたいのです。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 関連して、私もほぼ似たような問題意識なので質問させていただきます。

国と地方が連携して、例えば自治体の条例の独自の届出を要するような部分だけ自治体に記載をして提出すればよく、重複する部分については国に定期報告をしているわけですから、その部分を添付書類としてつければ、わざわざ二重に記入するという無駄がなくなります。

それで、地方公共団体の知りたいことについても地方には届け出されて、全体としては届出がされているわけですから、別段、様式どおりでなくても、届け出すべき事項がわかればいいだけの話ではないかとも思います。

今、申し上げたのは一つのアイデアにすぎませんが、まだ国と地方で連携協力すれば、事業者側の負担を軽くする方法があるように思うのですが、そのあたりについて御回答をお願いいたします。

○高橋部会長 よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○亀井環境経済室長 温暖化の担当者の亀井と申します。

まず、フォローアップをしているのかという御質問がございました。これは2回文書で依頼をしているわけですが、アンケートを1回自治体に送りました。そうすると、割といろいろ勉強になりましたとか、大変よい機会をもらいましたということがあって、1回国と関係自治体との間でコミュニケーションはとれていて、やってよかったという自治体の声が届いているということでございます。

ただ、まだ引き続き、特に事業者さんに二重の負担があるのだというお声があるのは我々も承知をしていて、これは何ができるのかというのは検討していかなければいけないのだろうと考えております。

今、直前でコメントをいただきましたけれども、国から何か自治体の報告様式を縛るとか、交付しなければならぬのだとかということは、なかなか難しいと思います。各自治体が目的に応じてやっているものであって、このフォーマットでなければならぬのだという規制を、国から自治体を縛ることはなかなか難しいと思いますが、我々が提供できるノウハウとか、例えば様式をそろえたらいかがですかとか、そういうコミュニケーション

はあるのだと思います。

ただ、これは制度上、役所の分担の問題ですけれども、地方自治体の温暖化の取組を担当しているのは環境省さんなので、環境省さんと我々と規制改革推進事務局さんと、いろいろ一緒に議論しながら、何かいい知恵がないかというのは考えていきたいと考えております。

○高橋部会長 温対法は書式統一のあれには入っていなかったのですか。

○谷輪参事官 温対法は入っていません。

○高橋部会長 今、書式の統一について、地方六団体とも調整しながらお願いしていることがあります。それに似たような方式で、ぜひ働きかけをしていただくことは、非常に負担感が重い分野だと御指摘をいただいておりますので、ぜひ、環境省とも連携して取組をしていただきたいです。

さらに、子ども・子育てのときにも、強制というのではなくて自然と使い勝手がいい書式を国から提供するというやり方もお願いしておりますので、ぜひ、その辺も参考にして、自治体が自分の判断で利用していただけるような使い勝手のいい共通書式というものを工夫していただければと思いますので、その点はよろしくお願いします。

○亀井環境経済室長 承知しました。

○高橋部会長 温対法は大体これでよろしいでしょうか。

あとは、ほかのところ、いかがでしょうか。

外為法についてですが、冷凍マグロの例、これは代表例ということでしょうか。いろいろと共管事項についてあると思うのですけれども、何かほかに省略できるような品目はないのでしょうかということをお教示いただければと思います。

○鈴木貿易管理課長 貿易管理部でございます。

現時点では、このマグロの手続の一元化、これが非常に大きい成果として御説明できるものでございます。私どもの中では外為法の手続の簡素化、あるいはほかの省庁との連携、こういうものを進めて、実際の申請者の利便性の向上をしたりとか、あるいは、我々の審査の業務の迅速化ということも実現する観点から、プロジェクトチームというものを内部で持っておりまして、継続的に検討を進めてきているところでございます。

例えば、これは一昨年末になりますけれども、輸出の規制対象から、丸太であるとか配合飼料、ふすま、米ぬか、こういうものを外す。去年は8月ぐらいになりますけれども、麻薬原材料、この輸出を規制するという規制がございましたが、汎用性の高いもの、塩酸、硫酸、トルエン、こういうものについては、既にもう製品に含まれているようなものまで対象にするのはおかしいだろうということで外す、という簡素化の取組を鋭意進めてきております。

そういう意味で、私どもも申請者の方々と日々現場で接しておりますので、実際の執行状況を踏まえながら、継続的に簡素化あるいは電子化の取組を進めてきております。現時点で2段階になっているものを一元化するという観点からは、このマグロの一元化という

ものが、現在外為法は年間5万件程度申請がございますけれども、その中のかなりの2割近いところを含んでおりますので、まずはこういうことをしっかり今後とも続けてまいりたいと考えております。

○高橋部会長 多分、共管事項はいっぱいあると思うのですがけれども、広げていくという方向は御検討されているかというお話なのですが。重複届出事項ですね。

○鈴木貿易管理課長 今、御説明申し上げました経済産業省が事前確認をするもの、これを水産庁に今回一元化するわけですがけれども、その他に私どもが事前確認をするもので2段階の手続になっているものは、現在ございません。これは私どもの告示、輸入公表というものがありますけれども、その中に対象となるものが規定をされておまして、今回このマグロ類について措置をすることで、かなりの成果が出たという位置づけのものでございます。

○高橋部会長 引き続き、ぜひ御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

この電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というものがあると思いますが、審査員の増員など、どのぐらいされているのかということと、提出書類の見直し等については御検討されているのかどうか、この辺について御教示いただければと思います。いかがでしょうか。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 お答え申し上げます。

審査員の増員、これは御説明したとおり、本来電子申請システムで効率化していこうといったところがうまくいかなかったということで、暫定的な措置ですけれども、当初40人ぐらいだったところが、6月のピークのところで10人ぐらい増員しました。これは部内での配置転換だったものです。

その後、11月の混雑がさらに深刻でして、ここでは50人の体制を90人までふやして、何とか遅延解消に努めているということでございます。

申請書類の簡素化ですがけれども、こちらについては審査の厳格化ということで、公平性の観点から、事業者の方は適正な形で申請をしていただきたいという目的意識から、昨年の4月に法律を改正したばかりですので、もう少し様子を見て、実際の簡素化といったところについては考えていきたい。今回いろいろ審査した経験を積んだわけですがけれども、そうしたものを踏まえて、もう少し時期を見て考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 わかりました。

押印の廃止とか本人確認の見直しとか、その辺のいわゆる申請手続の簡素化みたいなところはいかがでしょうか。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 問題になったところが、土地をちゃんと取得しているとか、そういったところが実は厳格化の部分に当たってしまして、賃貸借契約書をつけてもらうとか、登記簿謄本といったものを見るとか、そういったところがまさに拡充したところになるのです。そういたしますと、それが真正な書類かというところで、印鑑証

明書をつけていただくとか本人確認をするようなところが必須になってまいりまして、簡素化できない部分ということで、今、やっておるところです。そういう要素がどうしても今、出てきているところがございます。

○高橋部会長 添付書類の削減のような話は多分IT本部でもやっつけらっしゃいますので、例えばこちらから登記簿を見に行くとか、いろいろやり方はあるだろうと思います。その辺も含めて、行政コストとの兼ね合いもあると思いますので、そこはぜひ御検討をいただければと思います。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 最後、鉱業法でございますが、3点出てきたというお話があるのですけれども、どうでしょう。積極的にもそちら様のほうで、本当にこれ以外に地方ルールがないのかどうかお調べになるということはお考えになれないでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○向野鉱業管理官 お答えいたします。資源エネルギー庁でございます。

御指摘の点でございますけれども、実は私ども、ご意見の詳細を伺ったのは1月15日付と書いてございますが、直前でございます。したがって、何が問題なのかということについては、これは実は一般鉱物の世界と特定鉱物の世界は全く違う世界がございます。一般鉱物というのは石灰石と御理解いただければいいと思いますし、特定鉱物の世界というのは石油・天然ガスということで御理解いただければと思いますけれども、この世界は全く違っております。

そもそも、どちらでの問題だったのかということを知ったということでございますので、これは一般鉱物の世界でもどういった問題があるのかということについては、事業者の皆様の立場に立って少し問題の論点整理をしてみたいと。

一つ、お金をかけずに考えられるのは、各局でやっている審査のときの判断基準でありますとか、あるいは判断した理由とか、そのときに求めた書類などを1回洗い出しをしてみてもギャップをなくしていくというのは、これは地道ですけれども、非常に大事な論点ではないかと考えております。

○高橋部会長 ぜひ、その作業を統一的にやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょう。何かございますか。

大体、本日御説明いただいたことについては、我々の疑問を投げかけさせていただきました。全体として、経産省の手続きは非常に大きい割合を占めておりますので、ぜひ着実に御作業いただいて、その分野で2割削減、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(経済産業省退室)

○高橋部会長 本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○谷輪参事官 1点御報告させていただきます。参考資料7というものを配付しておるのですが、部会長から何度か言及がありましたが「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて」というタイトルの文章を、1月10日付で行政手続部会の名前で各省へ連絡させていただいておりますので、御報告させていただきます。個別にメールで御相談させていただいたものでございます。

次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

以上です。

○高橋部会長 それでは、これで会議を終了いたします。

若干延びて申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。